

愛知県とJAグループ愛知との連携・協力に関する包括協定

愛知県（以下「甲」という。）とJAグループ愛知（別紙構成団体のおり。以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を通じて地域社会・地域農業の持続的発展に向けた取組を実施するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力して、地域社会・地域農業の持続的発展に向けた取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる愛知の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- （1）食と農業の振興に関すること
- （2）地域振興・人口減少対策に関すること
- （3）健康・福祉の増進に関すること
- （4）環境保全に関すること
- （5）その他、県民の暮らしの向上に関すること

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲及び乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれないものとする。

- （1）相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- （2）相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- （4）法令により開示を求められた情報

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年10月29日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事

大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号

JAグループ愛知

代表

愛知県農業協同組合中央会代表理事会長

長谷川 浩敏

別紙

なごや農業協同組合
天白信用農業協同組合
緑信用農業協同組合
あいち尾東農業協同組合
尾張中央農業協同組合
西春日井農業協同組合
あいち知多農業協同組合
愛知北農業協同組合
愛知西農業協同組合
あいち海部農業協同組合
あいち中央農業協同組合
西三河農業協同組合
あいち三河農業協同組合
あいち豊田農業協同組合
愛知東農業協同組合
ひまわり農業協同組合
蒲郡市農業協同組合
愛知みなみ農業協同組合
豊橋農業協同組合
愛知県農業協同組合中央会
愛知県信用農業協同組合連合会
愛知県経済農業協同組合連合会
愛知県厚生農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部